

令和4年第3回甲良町議会臨時会会議録

令和4年10月5日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 再議第2号 令和4年9月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議について（議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号））
令和4年9月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議について（発議第8号 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）に対する修正（案））

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮寄光一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	総務課長	中村康之
総務課参事	村田茂典	総務課長補佐	岩瀬龍平
企画監理課長	熊谷裕二	教育長	青山繁

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時25分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年第3回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和4年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

再議第2号は、令和4年9月甲良町議会定例会において議決をされた議案に係る再議についてで、令和4年9月甲良町議会定例会における議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)に関する令和4年9月26日の議決について、1億6,852万7,000円を2億2,352万7,000円に、39億9,435万2,000円を40億4,935万2,000円に修正議決されたことは、本町の財政運営に影響することになるため、地方自治法第176条第1項の規定により再議を求めるものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、賢明な判断の下、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○宮崎議長 次に、日程第3 再議第2号 令和4年9月甲良町議会定例会において議決された議案に関わる再議についてを議題とします。

本件は、町長から9月26日の本会議において議決した議案につき、地方自治法第176条第1項の規定により再議にされました。

この際、町長から再議に付した理由の説明を求めます。

野瀬町長。

○野瀬町長 再議第2号 令和4年9月甲良町議会定例会において議決をされた議案に係る再議についてでございます。

地方自治法第176条第1項の規定により、令和4年9月甲良町議会定例会における議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）に関する令和4年9月26日の議決につきまして議会の再議を求めるものであります。

開いていただきまして、再議書でございます。甲総第349号、9月28日に、本職から議会議長に再議書を提出いたしました。

再議書でございますが、令和4年9月甲良町議会定例会における令和4年9月26日の会議で、修正議決をされた議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）について、下記のとおり異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付するものであります。

理由といたしまして、令和2年度に全ての国民の10万円の特別給付事業が行われた以降、令和3年2月2日付内閣府地方創生推進室通知で、住民一律の現金給付事業に対して、地方創生臨時交付金を財源として充当してはならないとされました。このことから、国内の数市で発案された市民への現金給付事業は地方単独事業となり、財源の問題で、事業見直しすなわち一般財源を充当することになったこととございますが、予算成立に至っていないところとあります。

今回議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）について、第1条中、歳入・歳出補正予算額でございますが、1億6,852万7,000円を2億2,352万7,000円に、それから、歳入・歳出補正の補正後の総額でございますが、39億9,435万2,000円を40億4,935万2,000円に修正されたことは、いずれにしても、この修正については、歳入・歳出5,500万円の追加修正でございます。は、次の点から、本町の財政運営に影響することになるので、再議に付するものでございます。

1、財政危機宣言下において、本町の財政状況が逼迫する中、財政調整基金は将来の負担に備えなければならないものであり、歳出節減等を行った結果として、令和3年度決算において単年度決算で基金財源が発生したことをもって、新たな制度を新設し、限りある一般財源を支出することは、後年度の運営財源や補正財源に支障を来す結果となりかねないこと。

2つ、今回の修正において、国の給付制度の対象外世帯、約1,100世帯への給付が必要であるとされているが、国の制度において課税世帯であっても、家計が急変した収入減少の世帯については給付の対象となっており、必要とされる世帯への措置は柔軟に行われているところであり、加えてこの事業の実施は、ちょっと批判をいただいておりますが、ばらまきの批判を受けかねないことがあります。

以上をもって、再議に付したものでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりました。

これより質疑・討論に入りますが、令和4年9月定例会と同内容の、同じ内容の発言については、ご遠慮願います。

質疑はありませんか。

○建部議員 議長。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 何点か質問をいたします。まず、理由の中の前文の部分になります。2行目から、住民一律の現金給付事業に対して、地方創生臨時交付金を財源として充当してはならないとされた。従来、町からこの事業は、それに該当できるかどうかというのは事前に伺いをして、そしてこの事業を進めてきていたように思うんですが、要するに、充当してはならないって、勝手に町が充当することができるのかどうか、まず、1点聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 先ほどの説明ありました令和3年2月2日付内閣府創生推進室からの通知で、Q&A集もそうありますが、現金給付の財源に、創生臨時交付金を使ってはならないというものでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 というのは、この事業を充当していこうとすれば、事前に町の方から申請をして、そして国に伺いを立てて、それを使ってもいいよと言って、今、そういう事業が実施されていると思うんですが、そうでしょうね。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 事業全般については、そういう事務的なやり取りがございます。

○宮崎議長 建部議員、本会議は3回までになりますので、まとめて、3回目、お願いします。

○建部議員 はい。続けて、じゃ、いきますね。

地方創生臨時交付金を財源として充当してはならないとされたが、このことから、町外の数市で発案された市民への現金給付事業は地方単独事業となり、財源の問題等で事業見直しや予算成立に至っていないところがある。至

っていないところがあるということは、どこもしてないのか。それとも、数市ですから、その数市のうち幾つかの市が成立に至ってないのかということが、まず、1点聞きますね。

そして、その次に、実は、昨年、子育て世帯給付金の折に、所得制限960万円がありました。そのときに豊郷町長は、単独で、所得制限はおかしいというのでこの960万円の所得制限を撤廃して、豊郷町独自で、対象の子ども、100人いるか200人いるか知りませんが、何千万円かの給付を行いました。これって、先ほど言った予算成立に至ってないところがあるって、町長は言っているけれども、隣の町で、こうして単独で何千万円のお金を予算を投じて、所得制限を撤廃している。まず、そういう町があるが、そのことは町長は認識なかったのか。おかしいじゃないですか。よそ数市では、予算成立に至ってないと言いながら、隣の町ではそういうことをやっているのに、そのことをわざと見逃しているのかどうか分かりませんが、その見解を聞きたい。

そして、1番のところの2行目、この財政調整基金の将来の負担に備えない。そのために歳出削減等を行った結果と書いている。大うそですね、これは。町長は、歳出削減なんてやってないよ。私の6月議会での一般質問に、この財政危機に至った原因、要因は何かという中で、この4年間、町長の答え、この4年間、事業の見直しや経費の節減に努めず、例年、帳尻合わせの予算編成をしてきた。予算編成、策定の中で、予算見積りの仕方、査定の方がまずかった。経常経費の入念な査定ができず、財源の切り詰め等が甘かったことが大きな反省であると言っている。そして、この9月9日の予算決算常任委員会へ提出した資料の中に、これは町長が総括として書いています。単年度収支2億394万7,000円の黒字である。この5年ぶりの黒字であるというその要因は、地方交付税の増加及び、物件費、普通建設事業費の減少によるもの。町長は、今年こうしてこんなに貯金できた、お金ができたのは、思わぬ地方交付税の増額があったと。それだから、2億何がお金という説明をしている。その同じ文言が、これ1ページですが、2ページにも、積立てができたのは、地方交付税の増加及び物件費、普通建設事業費の減少によるものと書いてある、理由は。なのに、町長は、そんだけお金が貯金できたのは、歳出削減等を行った結果って。全然違うだろう。地方交付税が、思わぬお金が入ってきたというのが第一の要件。そのことの説明。

そして次に、3行目、4行目、1の。限りある一般財源を支出することは、後年度の運営財源や補正財源に支障を来す結果となりかねないこと。非常に大げさに書いてありますねえ。地方交付税によって、今年非常に、2億を超えるお金が貯金できた。財政調整基金は、令和3年3月末では3億1,046万

円あった。それが1年後、令和4年の3月末では1億9,886万円、約2億の増額があった。それでもって5億933万円ってなった。さらに、実質収支額、俗に言う繰越金、それは1億3,102万円あった。その1億3,002万円の半分、約6,600万円は、これは基金に積み立てなければいけないという法律で定めがある。だから6,600万は積み立てた。けれども、その半分の合計すると、2億6,486万円の2年度末から3年度末の財源ができた、貯金ができたということ。その5分の1の5,500万を使わせてほしいという、私の提案でありました。それが、限りある一般財源を支出することは後年度の財政運営や補正財源に支障を来す結果となる。2億5,000万の5分の1、5,500万を使わせてほしいという、それがここに書かれているそんな結果になるのかということ。

それと2のところ。3行目あたり、ちょっと先ほどの全協でも話がありました。課税世帯であっても、家計が急変した収入減少世帯については給付の対象となっており、必要とされる世帯の措置は柔軟に行われているところ、これはまだこれからなんです、いるところでありってえらい先走った物の言い方している。問題は、町長の認識は、この家計が急変した収入減少世帯については給付の対象になっているということ为例え、家計が急変した、どういう認識を持っているというのが聞きたい。それでもって、私はこの家計急変世帯というのは、予期しない減収があった世帯、これは、非課税となる水準に相当する額以下、要するに、この令和4年1月1日から令和4年の12月31日までにおけるその人の所得が、非課税になるということの見込みがある、そのものにおいて、給付すると言っている。要するに、これとて非課税世帯に給付するということ。この方は、令和5年度においては非課税として税金はかかってきません。要するにそういう見込みの人しか給付しないんですから。そういう仕組みになっている。それを町長は、必要とされる世帯の措置は柔軟に行われているところであると、こんなうそっぱちを書いている。認識がないんだ、町長。これとて、非課税世帯なんだよ。

そして、最後のところに、ばらまきの批判を受けかねないこと。受けるとは書いていない、受けかねないことと書いてあるので、まだ許せる部分があるんですが、この非課税世帯以外にも、課税世帯に、それも、申請される方、希望される方に給付するというのが、ばらまきになるのかどうか。町長は本当にそういう認識を持っているのか。私、今日、議員さんにはペーパーを渡しました。そのばらまきとは、このばらまきという言葉のイメージが悪いので、よほど悪い政策のように思われていますが、よしあしがあって、そのやり方によっては、このばらまき政策も私はいいと思っています。そのばらまきという捉え方は、それぞれ人によって違います。だからそれが正しい悪いと

は申しませんが、少なくとも町長としては、このことをばらまきと認識しているのかどうか。

それと、先ほど、もう最後の1点ですが、財政調整基金の積立てについて、実は、町長が、甲良町第三次財政健全化計画を出してきました。その中に、甲良町の、もちろん、平成23年からずっと財政調整基金の残高の推移が出ています。令和2年度末は3億1,000万、令和3年度末は5億900万円。2億積立てができています。その中で、町長、将来的には、県内5町の中央値、県内5町の平均をしますと、10億から11億を推移している。だから甲良町も、目標は10億だと。だから10億の積立てをしたいと。それも何年かかってとはっきりは書いてない。これは、一応10年間をめどにしているのかなというふうには思います。でも、5町を中央値にしている。その中でも、日野町、愛荘町は人口2万1,000人を超えている。竜王町は1万1,600人。あと、豊郷は7,198人。多賀町は7,516人、甲良町が6,652人。この人口比率でもって、同じ10億を目標にする。竜王町、日野町、愛荘町あたりが仮に11億の貯金を持っていたら、甲良町も11億、10億の貯金を持たんならんことになる。この人口の比率からしたら、私は、6億ないし7億までぐらいが、通常の資金でいいのではないか。ただ、その中に、将来計画、目標があって、例えばこの庁舎がもう50年過ぎた、築。もういよいよ建て替えを考えていかならん、10年後には。そのときにはこの建物20億かかる。そのうち10億は今のうちから準備して貯金をしていこうというので、甲良町が10億を目指す、15億を目指して貯金をしていくという、目的、計画があって、そういう目標額を定めていくべき。現状のこのままで万が一のためにとっても、仮に災害があってもこれは国が面倒見てくれる。一時的に町は出さないかんけれども、その大半は、災害費用が出てくる。通常の基金の、私は、保有額は6億ないし7億ぐらいが通常じゃないかと。そこで、大きなプロジェクトとかそういう計画目標が出てきたら、そういう目標を設定して資金計画を立てるべきだというふうに思いますが、その点。

今、7点申し上げましたが、ご回答願います。

○宮崎議長 野瀬町長。

○野瀬町長 順番でございます。最初に、他市町の状況をお尋ねになりました。お手元に、調べた範囲では、現金給付を市長選公約で当選された市長がほとんどであります。愛知県で2市、兵庫県で1市、神奈川県で1市という手元資料がございます。

それから、最初の給付金、子育て世帯の臨時特別給付金960万円の所得制限について、豊郷町が、その所得制限、対象者全員ということになります。基本的には、内閣府の通知のとおり、地方創生臨時交付金が対象外の予算

充当にはできませんので、一般財源ということになりますので、これは豊郷町の独自政策ということになると思います。

それから、項目の中で1番の歳出削減等を行ったのも、建部議員の解説そのものでございますが、一般財源削減等々については、物件費、普通建設費が減少しておりますので、総じて、それらを含めて、それから事務経費の一律、当初予算の10%を事務、主には消耗品等々であります。節減を当初予算で減らしておりますので、そういう問題も含めて、歳出削減等という記述になっておりますが、取りも直さず、財政調整基金が3億1,000万から5億900万に積み上がった、1億9,887万6,000円の財源の主な、見える形での財源につきましては、冒頭説明しました、全協で説明しました普通交付税、特別交付税の地方交付税が2億4,000万等々が、前年対比で増加をしたことにほかならないというものでございます。

それから、後年度の財政運営に支障ということではありますが、一例を冒頭で申し上げましたが、今回の4号補正については、一般財源の全てを予算化しておりますので、申し上げましたように、12月補正それから3月補正の補正財源については、いったん積み上がった途中ではありますが、財政調査基金から一般財源を取り崩さない、一般財源でないという状況を申し上げました。状況でございますので、一般財源は全てもう予算に上がっていて、補正財源がないという状況でありますし、いや、今、2億近い財調の基金が3年度で積み上がったので、それはそれとして、今後計画的に少しずつであっても、目標値、10億円と申し上げておりますが、先ほど10億円も、それから予算総額6億、7億という話がありますが、単独で町財政を運営するのは、甲良町40億規模だというふうに言っておりますが、標準財政規模というのがありまして、若干人口減少があっても、それぐらい総額予算は、年額必要だという予算推移がございます。したがって、その40億円の3カ月分というのが、積立ての私どもの目標にしている10億円の根拠でございます。

それから、繰越し財源、おっしゃったとおりでございます。ルールで2分の1の積立ては、ご承知のとおりでございます。

それから、ばらまきの件でございますが、よい政策とも受け止めるということで、私としては質問に答えましたが、ばらまきという表現は、果たして適当かどうか、ばらまきでなくても一般財源で手当てる給付制度は、批判的にならないのではないかと、そういうことを申し上げたかったわけでございます。

以上、質問にお答えします。

それから、最後の、理由の2番の家計急変の世帯でございますが、これは、現行の住民税非課税世帯が対象であります。非課税世帯でない課税世帯で

あっても、急に家計が急変をした、それは企画監理課長が先ほど答弁申し上げたとおりで、既に制度化されて今の現行予算の中で執行しているという制度でございます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 議長。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 まとめて聞いていきます。1点目は、これ、理由の最初のところにありますように、充当してはならない、非常に断言的に書いています。2月2日、令和3年2月2日の通達前文の中に、これ割愛されていますので、分かりませんが、その文言らしきものは1つもありません。逆に、給付の範囲を定め、緊急やむを得ない場合は、この限りでないという部分も通達の中に書かれています。ですから、範囲を決めて、その状況に応じて自治体が判断することについては、やむを得ない場合、つまり、その記入をする、申請ができるというようになっています。ですから、これ、意図的にこういうことは駄目だよというのを議会に、町民に発するためこんな文書を作ったのではないか。これは町長自体の見解が書かれているというように理解していいかどうか。が1点目です。

それから、理由のところの1ですね、財政再建、危機宣言の関係のところですけれども、そこに、建部議員との質問かぶりますけれども、私の角度は、歳出削減等を行った結果、これ、事実とそれから認識そのものも違うんじゃないですか。努力してこうなったんだから、さらに積み上げさせてください。これ交付金が手当てされたこと、これは決算の中にも文書できちっと出ています。これをわざわざねじ曲げて、こういうような文言、つまり、努力を町長がしてきたということをアピールする、こういう内容になっているんじゃないか、見解を求めます。

3つ目は、将来の負担のことが書かれています。この中には、これはもちろん将来的にはいろんな災害が起こるし、いろんな支出が出てくるでしょう。だけれども、これ収入確保を努めること、強化すること。それには、人口を増やして、安定的に収入ができる町民税、固定資産税や直接町民から頂く税金、これを増やしていくという、そういう方向が見えてきません。ですから、歳出ばかりで不安が募るということになっていますが、この見解を求めたいと思います。

4つ目ですけれども、これ、家計急変、先ほども町長が認められていますけれども、非課税世帯の範囲超えないんですよ。その方々は、町内でどのぐらいの世帯でおられるのか。つまり、非課税世帯、現在非課税世帯だけれども給付

される対象が今度あります。以前もありました。そういう、急変される、急変する収入の激減の方、これはどのぐらいを見込んでいるのか。見解をお願いします。

それから、ばらまきという表現ですけど、これ、ばらまきにならない。つまり、一律でもないんですよね。そして、プッシュ型でもないです。申請方式にすれば済むことです。十分余裕がある、確かに今の経済状況は、どの家庭でも、つまり1,000万超えた家庭でも、様々な状況で、住宅ローンを払わなあかん、車のローンが月々10万、20万超える若い世帯もいるだろうと思います。そういう方々も、やはり苦境に立ってくるんです。この見解を求めます。

もう1つは、次は7点目ですけど、これ木村議員は、11万の負担増、つまり、値上げによる負担増が1世帯11万の情報がある、報道があると言われましたが、NHKの報道を私は引用しました、7万円。これだけでも大変なんです。その手当を町としては、やっぱりきちんと、9月議会の最終日でも、追加予算でしようということが全く考えられてない。発案もできてない。こういう点で、町民の暮らしを町としてサポート、全部100%サポートできませんよ。けども、町としては、あったかいメッセージを送ろうじゃないかという議論がされていたのかどうか。栗東と、それから栗東市と、高島市の事例が出ています。国の配分が決まっていますので、それを充当して、4月に配分された分と今回の配分された分、2つの国の、地方創生交付金、特別交付金を活用したというのに、栗東市の当局が説明しているそうです。そういう点でも、やはり財源の手当てをきちんと見て、そして、経済状況に、町民の暮らしに寄り添って手当てをしようというように、町長側が提案をしていないという点では、やはりどうかなというように思います。

最後に、中日新聞が報じています、9月27日号。ここに再議をするということで、26日の修正案の、修正予算の可決を受けて、町長がコメントしていますよね。その中に、別の形で住民の生活向上は図れるというようにコメントしています。こういう住民の向上、別の形の住民の生活は向上を図れるということをやっつけていずにして、厚かましいことを言ってますなというように私は思いましたが、修正議決を得て、その後、やはり別の形で生活向上を図れる施策、緊急に策定をする作業をしたのかどうか。何が、何をどういう形で、住民の生活向上を図ろうとしているのか、その点、意図をお聞かせください。

要は、今の10月から値上げ、以前からもう去年の暮れから、円安による本当に厳しい状況が現れています。産業もそうです。建設業も本当に大変です。燃料が上がり、各部品がもう2割、3割、場合によっては5割上がっているものもありますよ。農業のやつは、山田裕康議員が報告されています。そういう

点でも、どの産業、どの生活も苦しくなっているときに、町としては、少しでも手当てをしようというように動いたのかどうか問われるというのを最後に町長に聞かせていただいて、7点、8点質問させていただきました。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 一気に多くの質問いただきました。最初の、理由の上段から3行まででございますが、資料が途切れているということでございますが、非常に読み取りが難しいわけですが、先ほど申しました。内閣府の地方創生推進室からの通知でございますが、その後の、Q&A集もおつけをさせていただきましたが、リアルに駄目やという読み込みが非常に難しいわけでございます。したがって、メモで、ばらまきは駄目という、端的なメモがついているわけですが、地方創生臨時交付金を現金給付に充当はできない。それは、照会をかけても、そういうルールになっているところでございます。

それから、歳出削減につきまして、建部議員と同じ、歳出削減、歳出節減等というふうに表現をしていることについて、これが適切であるかどうか、ねじ曲げやということでございますが、そのためには、決算でもペーパーをお配りさせていただきましたし、歳出、先ほど建部議員のどこありました、消耗品、それから物件費、普通建設事業費、総額でおさわっておりますし、それから等と書いてあるのは収入のことは触れておりませんが、全協で説明いたしましたとおり、地方交付税が2億4,000万、前年度比で、収入財源として入った一番大きな理由はそこにあると、その記述ができないということは等ということで、歳出になりますけど、歳入のことを書けていない点については、おわび申し上げます。

それから将来の負担でございますが、申しあげましたように、今年度後半の補正財源は全部予算化しておりますので、財調から一般財源を崩してということになりますし、それから、こういう財政脆弱体質ですので、積めるときに積んでおくべきだということも考え合わせて、慎重に財政運営をするべきだという総論でございます。

それから家計急変については、もう具体、熊谷課長が答弁したとおりでございますので、制度の中で、いわゆる、おっしゃいました、非課税世帯並みになる方ということではありますが、そういう限定をされております。件数については、また課長から答弁をしてもらいます。

それから、ばらまきということではありますが、一律でない、あるいはプッシュ式でない、今回の修正案につきまして、総額の予算見積りでありますので、5万円の1,100所帯、いわゆる5,500万という総額修正でありますので、申請主義だとか、制度要綱が具体になっておりませんので、総額でいきますと、もう制度発進する場合には、課税世帯が対象だという、対象者

は1, 100ということになりますので、そういうことになろうかというふうに思います。

それから、各世帯の、物価高における負担増の件でございますが、その中においても、他市町で地方創生臨時交付金でいい制度をつくっているやないかということでございます。9月補正までにおきまして、本町についても、住民向けの具体の給付金であったりプレミアム商品券であったりという制度はありませんが、今、22事業、1億1,200万余りの予算化をしていただいておりますので、その執行をとにかく第一優先というふうに思っておりますし、それから、9月補正、間に合いませんでしたが、新たな住民税非課税世帯への5万円のプッシュ型の給付金事業、それから地方創生臨時交付金が2,900万、追加補正が来ましたので、これは、12月議会待たずに補正予算を編成していきたいということを思っているところでございます。

それから、最後の再議のコメントをお尋ねになりました、中日新聞でございます。別の形でということで、具体の、こうだというのは持ち合わせませんが、甲良町の創生臨時交付金の事業であったり、いろんな制度を使いながら、住民のサービスを向上させていきたいという意味でございます。

以上であります。

○西澤議員 議長。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 まず、答弁で不確かなのは、これ、充当してはならないというように書いているんですよね。この文言があるかというのが私の質問です。それをお答えください。

それから、もう1つは、歳出削減を行った結果、これ、事実と認識そのものが違うじゃないですかということなんですが、それをお認めになりますか。それが2点目です。

それから3点目のところは、中日新聞の別の形で、これ、他の自治体は、国の制度、国の財源を活用して、9月議会で、追加補正なり、追加議案でされているのか、それとも、内示がありましたから、もう既に計画されているんだと思いますけれども、これは国制度そのものですよね。けれども、2,900万、配分が決まっています。そういうやつを検討して、こういう制度で、住民生活の向上を図るといって制度も示されていませんで、こういう別の形でとよく言えたなど。思いとしては分かります。そのことが形になったのかというのを聞いているんですが、3点、よろしく願います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 充当してはならないと断言しておりますが、既にもう実態的に、事務方にお尋ねいただいてもそうですが、国・県照会しても、現金給付事業は

充当はできないということでございます。

それから歳出等によってという、歳出を行った結果としてという、基金への積立てであります。大変申し訳ありません、歳出等もありますが、主には交付税。地方交付税が主な収入増の要因でありまして、それが書けてない点については、おわび申し上げます。

それから、中日新聞のコメントの、別の形でというのは、そもそもであります。現金の給付事業としては、町は考えておりませんので、他の事業でという意味合いでございます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 再議を出すと言われたのは、たしか閉会日のときに言われたんだと思っております。それから今日まで、約10日ほどあったんですが、そのときに、閉会日のときに、建部議員が修正案を出されたときに、私、質問で、所得制限はないんですか、考えておられないんですかというふうに、所得制限という言葉を出しました。だから、この再議を出すという、決められた9月の26やったかな、から所得制限を出してでも課税世帯に5万円とは言いませぬけど、3万円か5万円、それぐらいのことをというふうな考えはなかったのかということが1点。

もう1点は、先ほど今、国の方からの補正が考えておられるようなことをちょっと先ほど言っておられましたけれども、町長の答弁としては、出たら出たで考えていかなあかんというふうな、ちょっと私的には、何かオブラートに包んだような答弁をされたように思うので、私自身は、いわゆる非課税世帯の上、ちょっと上、ちょっと上というたら語弊があるので調べなあかんということなんですけど、その方々にも補助を出してもらいたいというのが僕の思いなので、もし、今日、修正案が否決になった場合には、多分臨時議会を要求するのか、あるいは定例会の12月になるのかちょっと分かりませぬけど、そのときに、また、議員からの発議で、こうこうこういうふうにやってくれというふうな今言うたはざま世帯と私は言いましたけど、その方々にも何とか考えてくれというふうな発議をした場合に、どうしてくれるのかということをお聞きしたいです。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 所得制限については、修正案を提案されている提案者側の問題で、私がコメントをすることはできません。

それから、後段の非課税世帯に準ずるといふ、そこへ焦点を当てた制度をつくるべきだということについては、先ほどもお答えしましたが、阪東議員が補完していただきましたが、現金給付が充てられないということでありま

すので、現金給付に関わる知恵を出さないかなということと、それから、非課税世帯に準ずるといふ、そういう特定をいかにするかという知恵出し、いづれにしても制度の設計をするについては、木村議員も私が言っている財政脆弱町の運営については、監査委員も長年お務めいただいたことでもありますので、両面から甲良にふさわしい制度はいかなるかという、行政側と議会提案側が制度要綱でまず一致をするというのが大事だといふふうに思っておりますので、一生懸命、行政としても汗を出させていただきますし、それから、常に私が先走って答弁して、事務方がついていけないということでは駄目なので、実務を担う担当課と十分すり合わせをしながら、提案を受けて、制度設計といふふうになれば、私はいいなといふふうに思います。それが、補正予算で、国の方でその制度ができるということがあれば、国庫がついてきますので、それが理想だといふふうに、前提で、先ほど答えたとおりでございます。

以上であります。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 今、質問2つしましたけど、最初の質問は、所得制限をしてでもはざま世帯の方々に配るといふような考えをできなかったということか。それだけ聞いたわけでございます。できるできんの問題でございます。

もう2点目は、これ、やっぱり今聞いていましたら、私自身のいわゆる確約という言葉があるんですけど、それは、多分行政サイドはできないと町長はできないと思うので、それに近いようなニュアンスの言葉がもらえれば、ああ、そうかといふふうには思うんですけど、ちょっと今の答弁では疑問文です。もう1回、1と2とお願いできますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 この場所で修正案いただいている矢先に、これを異議ありといっている中で、それじゃ、木村議員のやつは、そっちは認めましょうといふ即答はしかねますので、最大限汗をかく努力しますといふことを言っておりますので、この本会議の場で、木村議員に分かりましたといふ回答は、持ち帰って、十分に私は考えるといふことを申し上げておきます。

○西澤議員 議長、3回目、残っているんですけど。よろしいですか。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。今、木村議員の質問とも関連しますけれども、再議の審議をしています。ですから、再議について、道理があるかどうか、理にかなっているかというのが中心的な議論になるべきだといふふうに思いますし、それからもう1つは、修正の議決が、9月議会の最終日にはされました。それを受けて行政は、議会側のキャッチボールを受けて、制度設計は

町側の仕事、つまり、予算の枠組みは、議会で承認をしたということになりますけれども、そういう作業の分担ではないのか。確かに、行政の方から制度設計そのものも、細部にわたってこういう制度設計をした上で、予算は、5,000万ですとか、3,000万ですというふうに示される場合もありますけれども、議会の側は、条例提案と同時に予算の枠組みを、5,500万円を出しているわけでありませぬので、その点では、この修正議案を、修正予算を受けて作業するのは町の仕事、つまり、制度設計を当然、議会と協議ですけれども、提案者は申請方式でというふうに言われています。自重されて十分今の段階でもいけると、皆さんそれぞれ苦しいですけれども、我慢をしようという、中にはおられます。やはり、今、手当を欲しいという方もおられます。そういうことの制度設計をつくってもらえるという、そういう仕組み上のことを聞いていますが、それでいいんでしょうか。そうだと思いますけれども。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 とにかく今はこの修正案について、町長としては異議ありということで、できたら回避をしたいという提案をしていますので、今、西澤議員は次なる作業の話をされましたので、そういう順番を踏んで、段階が移っていくのであるというふうに思っております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、討論に入りますが、発議第8号と議案第53号を合わせて、討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 ちょっと先ほど町長も言われましたけど、私、町の監査委員というのを長くさせていただきましたので、本当に長くということしか残ってないんですけど、ただ、去年の12月だったと思うんですけど、毎月、毎月財政調整基金は、今これくらいあります、これくらいありますというてずっと言われてこられたので、言われてこられたというよりも書面で出してもらっていたので、約3億ほどあるんや、3億ほどあるんやというふうに思っていました。ところが、去年の12月だったと思うんですけど、子ども世帯に、国からの方から、子ども世帯に5万円。また、5万円。2回に分けてみたいな話があったと思うんです。後半はやっぱりクーポン券でも云々という話があったんですけど、甲良町の場合は10万円一気にやるということになったんですが、ただ、あのときに、僕、非常に疑問に思ったのは、今、言いましたように3億、3億、3億いうて財政調整基金あるということを知っていたのに、12月の

ときに、まず、5万、後で5万というような町長の答弁があったように思います。何で3億もあるのに、一遍に、経費がかからへんにやらへんのやということ疑問、思いました。でも結果、10万円に間に合ったということで10万円されたんですけど、あのときに、財政調整基金3億ほどあったということを感じておりましたけど、実際論、どういうふうにいわれるハウツーが分かりませんが、なっておったんか、知りませんが、結果論、3億で、また、今年の決算議会で報告があって、しかも、2億を、約2億を積み上げて5億ほどになったという報告があったんですけど、一遍に2億というのも、どうかというふうに思います。やっぱり財政調整基金というのは、年度、年度で、数千万ずつ、積み上げて行って元に戻っていく。いわゆる6町の平均が10億ほどであるということを知っていたので、そこに戻っていくというふうになるんじゃないかと。だからその一部の修正案を出されたわけでございます。私自身、町側の思いも分かりますし、修正案を出してくれはったことも十分分かりますので、申し訳ないですけど議決をできませんので、退席させていただきたいと思っております。

以上です。

(8番 木村議員退席)

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、再議の理由に納得ができません。事実にも合っていないことが、質問の中でも、全協の中でも明らかになりました。

もともと財政難は、野瀬町政の4年間、単年度の赤字を積み重ねてきた結果です。しかも、毎年平均1億円近い金額が、単年度赤字、これ、単年度赤字だけで見るつもりはありませんけれども、町としては、地方行政は、非常にエンドレスで住民の暮らしをずっとサポートします。そういう点では、単年度赤字を極端に問題にするわけではありません。しかし、ここで、再議の中で、財政難は回避してきた問題のところで、財政支出を削減してきた結果というようになっていますので、反論せざるを得ません。

それから、修正案で提案しているのは、ばらまきではありません。範囲が限定されますし、困った町民の方が申請をするということを提案しています。先ほども言いましたように、その予算の枠組みを受けて、町が制度設計をするものでありますので、ぜひともその方向に進んでいただきたいと思っております。

それから、修正案が駄目と主張するならば、この物価高、非常に急激に進んでいます。7万という情報もあれば、1世帯11万という情報もあります。その点でも、年間の支出、大変な金額が膨れ上がっています。それに見合う、そして賃金が上がっているかとそうではありません。そういう支援策、住民支

援策を打ち出していない下で、やはりこれは、再議は道理がありません。

それから、国以外のものは何もありませんよね。それで栗東市、それから高島市、これは国の財源を活用しての議決ですけれども、早々と、内示が示された段階で、議案として補正予算、令和4年度の一般会計の補正予算を計上しているんです。大変対応が早いなというように、機敏に対応しているなというように、これは国の財源を使った対応ですけれども、そういう対応をしています。一方、町は、2,900万が示されているにもかかわらず、9月議会で、追加議案で出てくることもありませんでした。

それから、国民の、庶民の暮らし、これの現状へのやっぱり寄り添い、認識が、大変私は甘いというように思います。本当にそれぞれボーダーライン、これ国で言われて専門家が分析していますけれども、750万以下の所得の方は貧困というんですよね。だけでも、200万に足らずの所得の方が1,000万を超える、今2,000万に迫ろうという統計が出ています。そういう中での貧困は広がっています。そこに、地方自治体が少しだけでも、手当てをするというメッセージはやはりどうしても必要だと私は思っています。それは、今年度に入ってから、去年からも続いていますけれども、円安の進行、これも急激なスピードで進んでいます。予想をはるかに超えていると思いますね。ガソリンを入れても、5,000円を投入しても満タンにならないというのを、もう直に聞いていますし、私も体験をしています。そういう点でも、これは、町としては、何らかの手当てをする。こういう方向で、非課税の人も、それから課税されている人も、滞りなく、区別することなく、分断することなく、やはり町としては、手当てをするという方向でぜひとも考えていただきたいと思います。

現在、大変大きな支出が予定されている中の1つに、新ごみ処理施設の計画があります。もちろん、町長が言われた様々な、近江鉄道の上下分離方式の、各自治体が分担する分も含まれてくると思いますが、これ施設だけで200億円。町の負担の割合が10億超えるんですよね。これで埋立費用等々、アクセス道路も、各4町が分担をしなければなりません。1市4町が分担するようになっています。そうすると、本当にごつつうな金額がかぶってきます。少々の努力でいけない状況ですね。もちろんこれ、国の補助金が活用すると思いますけれども、やはり財政の負担をなくすための抜本的なごみの減量計画を広域組合の副管理者として、ぜひともイニシアティブを発揮して、多賀で議決されましたごみの半減の計画の策定とともに、実行に移していただきたいですし、そういう発信を続けてほしいというように思いますので、こればらまきと称してやはり町民への支援を敵視する、目の敵にする、こういうことはやっぱり改めるべきだというふうに思いますので、私は、原案に

反対し、そして修正議決には賛成、修正案には賛成を表明させていただきます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も修正案に賛成をしたいと思います。やっぱり具体的な、確かに財政基金を積み立てる。今後のために、町のためにとしましては、いいことだとは思いますが。しかし、聞いている中でも具体的な方向性が見えなかったこと。

それと正直私も最初はこの修正案には賛成じゃなくて、もうやめ、反対という気持ちもありました。しかし、私もこういう答弁をさせていただく中でももちろん、町民にも、1人ずつこれ、聞いてみました。やっぱり今、毎日、やっぱり、いる燃料の燃料代、それとやっぱり食料品がもうみるみる毎日のことも上がっているということ。これに関してはやっぱり1人ずつ町民の声がありますので、やっぱり私らも苦しんでいるのは苦しんでいるという声を聞きました。そういった意味で、今回の、私も修正案に賛成して、原案に反対という思いであります。

続いて4番、どうぞ。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 発議に対して賛成討論を行います。先ほどから言われましたように、10月から食料品が値上がりしていますね。今の値上がりだけで、一般家庭で年間7万円の出費が増えると報道されておりますし、また、その報道の中にも、電気代が今、2割値上がりしております。また、ガス代も3割値上がりしているということで、家庭の負担が増えていきます。また、火災保険、皆さん入っていると思います。それも値上がりし、また、雇用保険料も値上がり。それでこれから原油価格の高騰によって、必要になって、灯油の価格が今現在、1リットル112円以上しております。皆さんも分かっていると思いますが、前18リットルのポリ容器に入れたら1,000円要りませんでした。それが今現在2,000円以上要ることになっております。その負担、これから皆さんほんまに苦しんでいくと思います。それでガソリンも値上がりということで、もう一般家庭ではやはり年間20万、30万以上出費が増えると予想されております。このように負担が増えることで、やっぱりどの家庭でも、私が聞いております不満、出ております。そういう不満が、多くの方から寄せられています。このようなことからやっぱり町民の声を聞いて、私は、この発議に対して賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

それでは、再議第2号 議案第53号 甲良町一般会計補正予算(第4号)の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。

ただいまの出席議員は、木村議員が退席されましたので、10人でありませす。その3分の2は7人です。

発議第8号 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)に対する修正(案)について、さきの議決のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者 起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

ただいまの起立者は7人で、3分の2以上です。

したがって、発議第8号 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)に対する修正(案)については、9月26日の議決のとおり決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者 起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

(8番 木村議員入場)

以上で本日の日程は、全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会第3回臨時会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

令和4年9月定例会の議決を再議に付し、改めて採決をされたところ、発

議第 8 号の一般会計修正案は可決でありました。再議理由を丁寧に説明いたしましたが、ご理解がいただけず、残念な結果でありました。財政脆弱の今後の財政運営に影響すること、町内外から本事業に対する批判を受けかねないことを懸念いたします。議案第 5 3 号の一般会計補正予算は可決でありました。本日の議決を受けまして、今後の甲良町の行財政運営に資していきたいと考えているところであります。

言葉整いませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○宮崎議長 これをもって、令和 4 年第 3 回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 45 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣